



Title	1868年オーストリア商工会議所法（翻訳と解題）
Author(s)	田口, 晃; 相川, 浩介
Citation	北大法学論集, 48(1), 249-264
Issue Date	1997-06-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15715
Type	bulletin (article)
File Information	48(1)_p249-264.pdf



[Instructions for use](#)

一八六八年オーストリア商工会議所法（翻訳と解題）

田口晃
相川浩介

目次

- 一 解題
- 二 翻訳
- 三 付録

一 解題

ここに資料として紹介するのは、一八六八年のオーストリア

商工会議所法の全文及び、ウィーン商工会議所に関する基礎的データの二種であり、その内、商工会議所法が主たる資料である。資料そのものの紹介の前に、紹介の意義と資料の歴史的背

景について簡単に触れ、解説兼解題としておきたい。

一 本資料の学問的価値については、二つの異なった角度から検討することができる。大ざっぱに言えば、一方は政治学の角度であり、他方は歴史学から見た場合の価値である。まず政治学から見ると、この資料が一九七〇年代以降の構造変動の中で登場してきたネオリコーポラリズム論と深い関わりを持っている点を指摘することができる。小国で、いわば再発見されたネオリコーポラリズムの利害調整方式のなかで、もつとも実績をあげて注目を浴びたのがスウェーデン、オランダであり、さらにそれとならんでここで取り上げるオーストリアであった。オーストリアにおいては「同権委員会」(Paritätische

Kommission)と呼ばれるものがネオリコーポラリズムの利益調整の中心機関であるが、その構成が実は商工会議所、農業会議所、労働会議所及び労働組合総同盟という四団体の代表からなっている。つまり商工会議所はオーストリアのネオリコーポラリズムを担う中心的団体なのである。勿論、厳密に言えば、農業会議所と労働会議所は商工会議所よりも後、第一次大戦後に作られているし、商工会議所自体も一九三三年以降ドルフス体制のもとで初めて全国一本の組織になっているから、本資料で紹介する商工会議所がそのまま現在のネオリコーポラテ

イズムの機関だというわけではない。しかし、同権委員会の主要構成団体を成立期まで遡って検討することによって、職能代表や職能団体の自治などのコーポラリズムの基本理念を改めて正確に捉え返すことができる筈であるし、その後の変遷過程を辿れば、現代コーポラリズム、ネオリコーポラリズムを歴史的特性に即して適切に理解することも可能になるであろう。私見によればこうした歴史的比較による捉え方こそ現代政治学研究に欠けているものなのであって、その意味で一八六八年⁽¹⁾オーストリア商工会議所法とそこで成立した商工会議所の制度とは政治学の対象として、もつと注目されてしかるべきなのである。

オーストリアの歴史研究という面から言えば、次のような事情を指摘できよう。これまでのハプスブルク帝国研究は、その多民族国家という特性からして当然のことながら、民族問題に主たる関心がそがれてきた。国政改革や地方制度、軍隊や官僚制あるいは教育制度も含め、政治、経済、文化いずれの分野についてもそうであり、多民族の統合如何がオーストリア史研究の中心を占めてきたと言つてよく、又実際、日本の学界においても多民族の統合という観点から多くの優れた業績が生まれている。しかし、帝国の統合を課題とする側からいえば民族の

共存を直接的に保証する制度や政策が重要なことは勿論であるが、一八七〇年代以降そうした様々な工夫が成功せず、統合が困難になると、「経済こそが帝国統一の可能な分野だ」ということにならざるを得ないのであった。野放図な自由放任ではなくて、経済活動の国家機関による統合を試みる諸制度こそが、分裂的、遠心的な帝国をまとめる重要な役割を期待されたのであり、その中心が商工会議所だったのである。そこにオーストリア自由主義の独特の振れが生まれる原因もあった。そうした背景が存在するにも拘らず、ハプスブルク帝国の統合を政治経済学的観点から考察する試みはこれまで殆どなされてこなかった。つまり、その点で本資料はハプスブルク帝国史研究に対しても新しい手がかりを提供するものである。

二 それでは引き続き、オーストリア商工会議所法成立の背景を簡単に見ておくことにしよう。既に早く、一八世紀の絶対王政の重商主義的工業化政策の段階で萌芽的にこうした発想が見られたし、その後一八一八年には宮廷商業委員会の手で商工会議所設立の提案がなされている。ただ、これに対しては、民間の商工業経営層は公権力の介入を嫌い、一八三三年に独自に大規模経営を中心に「営業組合」Gewerbevereinを結成し、独自に活動を始めていた。しかしその後、営業組合による活動

だけでは経済発展を促し産業界の利益を代表させるのには不十分であると考えようになり、一八四八年の三月革命時にはオーストリア州営業組合が中心になって、法律に基づく商工会議所の設置を求めている。革命政権が作成した法案は革命挫折後のA・バッハ政権に引き継がれ、新商務大臣ブルック(Freiherr von Bruck 1798-1860)によつて同年十二月一日に「商工会議所の設立に関する暫定条例」として公布された。翌年一月一日にはそれに基づいてウィーン商工会議所が設立された。ウィーン商工会議所には、商工業関連法案の事前審議と商工業関連の公的機関設立の際の専門意見の具申が認められた。

けれども商務省側は、ウィーンだけの、しかも大経営層に片寄った商工会議所では帝国全体の産業を育成して行くのに不十分であるのみならず、一部の私的利益だけの代表に止まって公共性に問題を残すと考え、(1)帝国全土を対象とする、(2)中小規模の経営も含む、(3)行政に関与する権限を縮小した商工会議所を目標に、条例に代わる商工会議所法の制定をめざした。そうして中小商工業界とウィーン以外の諸地域の経営の支持を背景に、ウィーン商工会議所の反対を押し切つて一九五〇年三月二十六日「商工会議所設立に関する暫定法」を公布したのであった。

この新法に基づいて帝国全土に六〇の会議所が設置されることになった。内訳はオーストリア部に二六、ハンガリーおよび軍事国境地帯に一七、イタリア地域に一七である。こうしてブルック商務大臣らの、会議所を通じた商工業の利害調整と産業界と国家との連携という構想は実現を見、折りからの鉄道建設や銀行設立のブームあるいは外国銀行の投資を背景に、「創業時代」と呼ばれる急激な経済発展期を迎えたのであった。

三 その後一八五九年の対イタリア敗戦、そしてさらに一八六六年対プロイセン敗戦を契機にハプスブルク帝国の大きかりな再編が試みられると、それに応じた変更が商工会議所法についても必要になり、その結果成立したのがここに紹介する一八六八年会議所法なのである。改正によって生じた旧法との相違は、第一に四八年の暫定条例にあった次の点が再び盛り込まれた点である。即ち、(1)商工業の利害に関わる法律については、立法機関にさきだつて商工会議所が審議を行う。(2)商工業発展を目的とする公的機関の設立等にあたつては商工会議所が専門的意見を具申する。

改正法の第二の相違は、新たに以下の政治的な権利が付け加えられたことである。(1)商工会議所会員が、州議会と衆議院の議員選出母体である四つの選挙人団(Kurien)の二つを構成す

ること。(2)所謂「委任された業務の範囲」⁽³⁾内で大幅な自治権が認められ、そこでは商工会議所が経済官庁の役割を果たすようになったこと。

第三に会議所の組織と人員が確定された点も改正法の特徴としてあげられる。

その後は一八七六年に各商工会議所の合同機関としてオーストリア商工会議所会議が設置されたり、八三年の資格基準納税額の引き下げで増加した小規模手工業者の発言権を強化する試みがなされたほか、一九〇七年の普通選挙法導入によって選挙人団体制が廃止されるなど幾つかの点で改正が行われはしたものの、この六八年の商工会議所法が基本的にはハプスブルク帝国の終焉まで続いたのであった。そうして帝国解体後は小国オーストリアの中の制度に改編され、何度かの改正を経て現在に至っている。

尚二つの資料の出典はそれぞれ以下のとおりである。

1) Reichsgesetzblatt für das Kaiserthum Oesterreich

Jg. 1868. S. 249-257.

2) Die Bundeskammer u. die Wiener Kammer der gewerblichen Wirtschaft. (Hrsg.), 100 Jahre Handelskammern in Oesterreich. Wien. 1948. S. 162-163.

註

(1) E. Talos (Hrsg.) Sozialpartnerschaft, Kontinuität und Wandel eines Modells. Wien, 1993. はオーストリアのネオローポラティズムに関する最新の最も優れた研究であり、副題が示すように歴史的観点も取り入れている。しかし、それでもまだ十分とは言えない。

(2) F. Geisler, "Die Entstehung und Entwicklungsgang der Handelskammern in Oesterreich." in: H. Mayer (Hg.) Hundert Jahre österreichischer Wirtschaftsentwicklung 1848-1948. Wien 1949, S. 100. 以下の歴史的背景に関する記述も主に同論文に負っている。尚、次の文献も参照。
A. Brusatti (Hg.) Die Habsburgermonarchie 1848-1918. Bd. I. Die wirtschaftliche Entwicklung. Wien, 1973.

(3) 具体的な内容については資料参照。

一一 翻訳

資料(一) 一八六八年六月二九日公布、商工会議所の組織に関する法

オーストリア帝国法令集 一八六八年第八五号

朕は、帝国議会両院の賛同を得て以下の通り法を公布する。

第一章 総則 設置、(本部) 所在地、管轄区

第一条 鉱山業を含む商工業の利益代表を目的として、商工会議所を以下の通り設置する。

1. ウイーン [下オーストリア州]
2. リンツ [上オーストリア州]
3. ザルツブルグ [ザルツブルグ州]
4. グラーツ } [シユタイヤーマルク州]
5. レオーベン }
6. クラーゲンフルト [ケルンテン州]
7. ライパツハ (現リュブリャーナ/スロヴェニア) [クライン州]
8. ゲルツ (現ゴリーツィア/イタリア) [ゲルツ県とグラディスカ県]
9. ロヴィーニョ (現ロヴィーニ/クロアチア) [イストリア県]
10. トリエスト (現トリエステ/イタリア) [トリエステ県とその市街区域]

- 11. インスブルック
 - 12. ポーツェン
(現ポルツァーノ／イタリア)
 - 13. ロヴェレード
(現ロヴェレート／イタリア)
 - 14. フェルトキルヒ (フオアアールベルク州)
 - 15. プラーゲ (現ブラハ／チェコ)
 - 16. ライヒエンベルク
(現リベレツ／チェコ)
 - 17. エーガー (現ヘブ／チェコ)
 - 18. ビルゼン
(現ブルゼニュ／チェコ)
 - 19. プートヴァイス (現チェスケー
ブジエヨヴィツェ／チェコ)
 - 20. プリユン (現ブルノ／チェコ)
 - 21. オルミュツ
(現オロモウツ／チェコ)
 - 22. トロバウ (現オパヴァ／チェコ) (シュレジエン州)
 - 23. クラカウ
(現クラクフ／ポーランド)
- [ティロル州]
- [バーメン州]
- [メーレン州]

- 24. レンベルク
(現リヴォフ／ウクライナ)
 - 25. ブローディ
(現ブローディ／ウクライナ)
 - 26. チェルノヴィツツ (現チェルノフツィ／ウクライナ)
(ブコヴィナ州)
 - 27. ツァラ
(現ザゲール／クロアチア)
 - 28. シュパラート
(現スプリット／クロアチア)
 - 29. ラゲーザ (現ドゥブロヴニク／
クロアチア)
- [ガリツィア州及び
クラカウを含む
ドメリア県]
- [ダルマチア州]
- 上記の管轄区は当分の間、従来通りとする。
行政区域の変更によって行政区域と商工会議所管轄区域
が一致しない場合には、その行政区は全体として県庁所在
地の商工会議所の管轄区に属するものとする。
商工会議所管轄区に関する上記以外の変更、商工会議所
の(本部)所在地の変更及び既存の商工会議所の廃止もし
くは新規設立は立法による。

第二条 事業の活動範囲

A. 商工会議所は、審議機関として通常、次の各号に定める事業を行う。

- 一 全ての商工業案件に関する要望や提案を審議する。
- 二 商工業者の要求、交通手段の状況に関する商工会議所の要求や提案を、中央省庁もしくは地方官庁の要請に応じて、又は商工会議所自らの発議で行政庁に通知する。

三 商業上もしくは工業上の利益に関わる法案については、政府が立法機関に提出し憲法に基づく審議が行われる以前に会議所が要求や提案を行う。

四 商業もしくは工業の促進を目的とする公的機関の設立及びその組織の根本的な変更の際には、商工会議所が専門的意見を具申する。

五 政府の要請があった場合及び政府が特定する問題に關しては、他の一つもしくは複数の会議所と協議の上答申を行う。

B. 上記以外に商工会議所は、次の各号に定める特別な義務と権限を持つ。

一 商工会議所選挙権をもつ全ての者の登録名簿は、商工会議所が管理する。工業製品の商標及び意匠は商工会議所に登録し、商工会議所は登録された商標及び意匠の登録記録を管理する。商工会議所はその管轄区内の登録された企業及び他の全ての商工・交通運輸企業と金融・信用施設に關し継続して証明を行う。商工業統計のために必要なデータを管理する。

二 商工会議所は、商品及び手形仲立人の審査及び任命並びに証券取引所評議員及び商事裁判官の任命に關し特別の法律や命令で定められた範囲内で影響力を行使する。

三 商工会議所は、商慣習の実情、商標登録、登録された意匠及び国家目的にかなう提供者の供給能力に關して証明書を發行する。行政庁の要請がある場合はそれを行う義務を負う。

四 商工会議所は、利害関係人の合意に従い、且つこの合意に基づく特別の規定を遵守しつつ、商工業案件における紛争に対し、仲裁裁判所として判決を下す。

五 商工会議所は、毎年遅くとも四月末までに概要報告書を商務大臣に提出しなければならない。この報告書

には前年の営業一般の状況並びに当該管轄区の工業、商業及び交通運輸の状況に関する記述が含まれる。この報告書に要望や申請を添えることができる。又商工会議所は、五年毎に当該管轄区の国民経済の状況全般に関して統計報告書を商務大臣に提出しなければならない。

第二章 構成

全ての商工会議所は、その事業の活動範囲の案件に関しては文書の交換によつて相互に交流し、共通の諮問を行う権利を持つ。

第四条 部会

各会議所は通常商業部会と工業部会に分れる。鉱山の案件は後者に属する。但し、商務大臣は、会議所の申請があれば特別の工業分野のための別の部会の設立を認可することができる。

各会議所は最低一六人最大四八人の正会員（第五条）から構成される。正会員の一定数は会議所の所在地に居住していなければならない。

当該管轄区の州役所及び基礎自治体の役所、全ての同業組合及び関係組合、工業、産業、商業、交通運輸企業、保険会社、金融機関並びに個々の工業、商業、交通運輸業者は、商工会議所の求めに応じてその職務遂行のために必要な情報を提供し、必要な確認を与え又一般に商工会議所が効果的に機能するよう支援する義務を負う。

商務大臣は、これに基づき各商工会議所と協力して、各会議所並びに各部局の正会員数、会議所所在地に居住していなければならない会員の比率を決定する。さらに会議所の会員として選出され得る商工業階級の諸部門を決定する。会議所は、いつでもここに掲げた関係の変更を提案することができる。

第三条 国家の諸官庁及び諸団体との関係——商工会議所相互の交流

商工会議所は商務大臣に直属し、その事業の活動範囲に属する案件については命令を執行する。但し商工会議所は、他の各省庁及び当該管轄区の役所に対してもその求めがあれば、要求された情報を会議所の事業の活動範囲で提供しなければならない。

第五条 会員

商工会議所の会員は無給で職務を果たさなければならぬ。会員は、正会員と賛助会員とからなる。

賛助会員は、会議所会員の絶対多数によって選出される。その数は会議所が独自の裁量で決定する。賛助会員は、会議所所在地以外及び商工業活動地区以外からも選出され得る。

賛助会員は会議所の会議に呼ばれ助言をすることはできず、会議所の最終決定に対する投票権は持たない。

第六条 任命

正会員の任命は直接投票による。任期は六年とする。三年を経過した後一二月三一日に在任期間の順に会員の半数が辞任し、新しい選挙によって新会員が交代する。在任期間が同じ場合は抽選によって辞任が決められる。辞任した者の再任は妨げない。

任期中に一つもしくは多くの会員の地位が欠員になる場合には、最近の選挙での次点者を正会員として商工会議所が任命する。これによって任命された者は次の選挙までのみの期間を任期とする。

第七条 選挙権と被選挙権

選挙権を持つ者は次の各号に該当するものである。

一、国民としての諸権利を完全に持つ商工業身分の会員で、且つ会議所選挙が行われる管轄区において商業、工業もしくは鉱山業を自営もしくは公開共同出資者として経営する者か、商業、産業株式会社の幹部もしくは社長として経営に携わる者で、

二、選挙権を得るのに必要な定められた所得税額を支払った者。所得税額は大規模卸売商部門及び大規模産業部門では年一〇〇フロリンであり、それ以外のすべての部門に関しては、税額の決定は当該会議所の了解の下に商務大臣が行う。但し、一号に掲げた者が商工会議所の選挙権を得るのに必要な税額は州議会議選挙のために必要な税額を超えることはない。

トリエストにおいては、税法改正までは選挙権に関する現行法が効力を有する。

女性もしくは後見を受けている者が個人商店を所有している場合は、番頭がその名前で選挙権を行使する。

一つの会議所管轄区で複数の部門で選挙権を持つ

者は、その中の一つの選挙権だけを行使することができる。

商業身分の会員のうち次の各号に該当する者が正会員として選出され得る。

- 一、オーストリア国民、三〇歳以上、選挙権獲得に必要な条件を最低三年は備えている者で、
- 二、会議所管轄区に主たる住居を有するものである。

トリエストの正会員は他の被選挙権の要件を満たせばオーストリア国民でなくても選出され得る。但し、その比率は会議所の正会員数の三分の一を超えてはならない。

基礎自治体の選挙権及び被選挙権の行使が現行法に基づいて停止される場合には、商工会議所の選挙権及び被選挙権の行使も停止される。

第八条 選挙管理委員会、選挙人名簿、選挙の公示

選挙の準備と実施は州の一般行政庁の選挙管理委員会によって行われる。選挙管理委員長は商務大臣が任命する特別委員が勤める。選挙管理委員会は会議所の所在する市町

村議会議員一名、及び一名ないしはそれ以上の会議所の代表、会議所がまだ存在していない所では二、三の区の商業身分の信任者、及び一名の書記から構成される。

選挙管理委員会は、商工会議所が既に所在する所では会議所の台帳に基づき、会議所がまだ存在していない所では役所が扱い得る他の資料に基づいて選挙権者の名簿を作成し、異議申し立てがある場合に備え猶予期間を一四日間設けて閲覧に供する。

選挙管理委員会は、異議申し立てがあつた場合、その適否を判断し決定を異議申立者に通知する。その後選挙管理委員会は確定選挙人名簿を作成しそれに基づき身分証明書と投票用紙を作成して、それを選出されるべき会員の数と部門及び選挙の日時を記載した選挙公示書と共に有権者に送付する。

第九条 選挙

選挙は公開で行われる。有権者の意思に応じて口頭でも記入した投票用紙を選挙管理委員会に手渡す方法でも、あるいは有権者が署名した投票用紙の送付によつてもよい。各商工業階級（部門 第四条）は配分された議席数をそ

れぞれ別個に選出する。

異なる有権者部門での同一人への投票の集計は行わない。

商工業身分の選挙は部門別に、選挙管理委員会が定める適当な間隔をおいて行うことができる。当選者は当該部門の有権者の中から比較多数で決定される。投票同数の場合は選挙管理委員一名の抽選によって決定される。

選挙管理委員会の権限による決定は全て最終決定である。選挙結果は選挙管理委員会により公示される。

第十条 選挙の告発、選挙の承認

当選した会員は選挙の結果について選挙管理委員会から通知を受ける。当選証明通知を受けてから八日以内に当選者が当選承諾の宣言を選挙管理委員会に行わない場合には、当該選挙での同一範疇（カテゴリー）の次点者が当選したものと見做される。

当選した会員は所属する業種名を添えて、選挙管理委員会が州の一般行政庁経由で商務大臣に通知しなければならぬ。

第十一条 停止、除名

会員が業界から除名されなければならない事態に陥った場合（第七条）は、その会員は会議所から脱会させられる。

被選挙権剝奪の罰則を伴い得る審理のもとに置かれ、もしくは破産ないし清算手続きをされている会員は、審理もしくは手続きの期間中は資格が停止される。

正会員は、その義務の怠慢が著しいときには、会議所の決定によって除名することができる。この決定には会議所の会員の過半数の支持が必要である。

しかし停止の際、どの程度まで失効と見做すべきかは、別途規約（第十九条）に定める。

第十二条 開設、任命

商務大臣は新規に選出された会議所の開設の日時の決定及びその任命を行う。

開会は商務大臣の全権委員が行う。全権委員は、その後会議所の最高齢の会員に議長を委任する。

第三章 会議所の運営

第十三条 会頭と副会頭

各商工会議所は、その任命直後の總會において、又その後は毎年の年頭の總會において、投票の絶対多数によって会頭一人、副会頭一人を選出する。任期は一年とする。

会頭、副会頭とも再選を妨げない。

トリエスト（第七条）、商工会議所の会頭、副会頭はオーストリア国民でなければならない。

会頭及び副会頭が選出できない場合に備えて、会議所はその期間の暫定幹部を選出する。

会頭、副会頭の選挙及び再選挙には商務大臣の承認が必要である。両者は商務大臣が次回選挙もしくは再選挙を承認するまでその任にあたる。

第十四条 書記と補助要員

計画、事務、会計の処理に関して各商工会議所は、所属会員外から専門教育を受けた有給の秘書及び必要に応じて有給の補助要員を任命する（第二十条）。書記及び補助要員は会頭によってその業務を指定される。

第十五条 会頭の権利と職務

会頭は会議所の唯一の法的代表者である。会頭は会議

議題とその順序を決定する。会頭は法律の遵守、特に会議所の事業の活動範囲及び規約（第十九条）の遵守、並びに会議所の決定及び命令の実施に責任を負う。会頭が会議所の決定の実施に責任を負えないと判断した場合には、会頭はその決定を一時停止することができるが、その決定の内容を直ちにもしくは会議所での再協議後に商務大臣に提出しなければならぬ。会頭は秘書との共同署名のもとに命令や通知を作成する。

会頭に事故があるときもしくは欠員のときは、その権利と職務は副会頭が継承し、さらに副会頭が事故もしくは欠員のときは、暫定会頭（第十三条）が継承する。

第十六条 正会員の職務

正会員は次の義務を負う。会議に出席すること、指定された報告書を作成すること、委員会での選挙の結果を承認すること。

第十七条 会議

会議所の会議には定例会議と特別会議とがある。

定例会議は、協議事項が存在する場合に月一回以上、特

別會議は商務大臣、會議所会頭もしくは正会員の三分の一以上の要求に応じて開かれる。一般に會議は会頭が會議の数日前に会員に送付したプログラムの協議に限定される。但し、會議所の決定で緊急協議事項と認められたものはいつでも協議できる。

會議での協議内容については、出席者と表決者の正確な名簿を含む議事録を作成し、議長と書記が署名しなければならない。投票者は、會議で開陳した意見を議事録に掲載するかもしれない。投票者は、書面によって添付するかもしれない。選ぶことができる。

會議所の討議は原則として公開とする。但し、官庁の委任内容もしくは通知内容及びそれに関する協議について官庁側が秘密を要求したとき、及び個人案件等に関する協議について出席会員の過半数が秘密會議を要求したとき、會議所の仲裁裁判において審理される紛争に判決を下す協議をするときはこの限りではない。

會議所の予算執行を伴う案件に関しては、公開會議で協議、決定されなければならない。

公開會議の議事録は印刷して公表する。

第十八条 議決

會議所が効力を持つ議決をなすには、正会員の過半数の出席を要する。會議所の議決は總會において絶対多数によってなされる。同数のときは議長の決するところによる。

第十九条 規約

各商工會議所は、總會の全員のための予備協議や報告を行う委員会を選出できる。

運営に関するより詳細な規則は、各會議所が現行法に基づいて起草し、會議所の議決を経て確定され、商務大臣に通知される規約で定める。

第二十条 国家の全権委員

商務大臣は會議所の總會に出席する資格を持つ全権委員を任命する。全権委員は随時発言権を要求できるが投票権は持たない。

第四章 費用

第二十一条 予算、補正、決算

必要な経費に関しては各商工会議所が毎年予算を作成し、一般行政庁経由で遅くとも九月末までに商務大臣に提出し許可を得る。

会議所によつて正規に雇用される職員や雇員のための年金基金の設立に関して、会議所は全体経費の五%までの額を予算にくり入れることができる。年金に関するそれとは別の様式は、会議所が決定し商務大臣の許可を得る。

商工会議所の独自の歳入が不足するときは、許可された予算のうち不足分は鉱山や商工業者の支払う直接税にならつて会議所管轄区の全ての有権者に平等に割り当てられ、直接税と共に徴収されて会議所に支払われる。

商工会議所に自己所有のもしくは無償で使用できる事務所及び設立に必要な物品が不足している所では、会議所の所在する基礎自治体はその費用の不足分を調達しなければならぬ。

各商工会議所は収支決算報告書を作成し、遅くとも三月末までに前年のものを商務大臣に提出し、大臣の承認後直ちに公表する。

商工会議所と商務大臣や他の行政庁、基礎自治体との通信並びに商工会議所相互間及び選挙管理委員会と有権者の通信の際には、郵便料金は無料となる。

商工会議所は、その押印義務が官庁的職務であることを考慮して、一般行政庁と同等に扱われる。

第五章 会議所の解散

第二十三条

商工会議所は商務大臣の命令によつて解散することができる。但し、正会員の三分の二が辞任もしくは死亡によつて退任した場合は必ず解散しなければならない。

いずれの場合においても、遅くとも三ヶ月以内に新選挙を行わなければならない。

第六章 附則

第二十四条

この法律は、公示の日から施行する。

第二十五条

既存の商工会議所は、その補充や組織の程度がこの法律の要件を満たすようになるまでその活動を継続する。

この法律の第二章の意味での最初の補充選挙の選挙計画は、商務大臣が各商工会議所と協力して確定し直ちに選挙公示をしなければならない。

第二十六条

この法律の執行は商務大臣に委託されている。

バート・イシユルにて 一八六八年六月二九日

〔自筆署名〕 フランツ・ヨーゼフ

〔自筆署名〕 アウエルスベルク

〔自筆署名〕 プレーナー

資料(二) ウィーン商工会議所〔下オーストリア州〕有権者数推移

法律	設立	部 会	有権者資格	有権者数	評議会定数
注 〔1〕	1849. 1.15	部会制度なし	下オーストリア州商事裁判所に登録された商工業者	308	21
〔2〕	1851. 1.4	商業部会 工業部会	最低年額営業税 商業 a) ウィーン 40fl. b) ウィーン以外 20fl. 工業 a) ウィーン 20fl. b) ウィーン以外 10fl.	有権者数 9,747 投票者数 4,585	商業 15 工場主 6 鉱山業 2 手工業 7 合計 30
〔3〕	1869. 5.29	商業部会 a) 卸商、銀行、信託、 交通、保険 b) 大規模小売り c) 中小小売り 工業部会 a) 大規模産業 b) 中規模産業 c) 小規模産業 (注) 鉱山所有者はその 規模に応じて加入	原則として法律〔2〕の 定める額を50%減額す る。但し、卸商及び大規 模産業は、100fl.以上の 納税者とする。	有権者数 44,644 投票者数 9,773	商業 24 工業 24 合計 48
〔4〕	解体 1884. 9.30 設立 1885. 3.4	法律〔3〕に変更なし	ウィーンとその他の地域 との較差を解消 商業 10fl. 工業 5fl.	有権者数 商業 36,811 工業 52,610 合計 89,421	最低所得税額に よって定数配分 商業 300fl.以上 8 100~300fl. 8 30~100fl. 4 10~ 30fl. 4 工業 100fl.以上 8 40~100fl. 8 20~ 40fl. 4 5~ 20fl. 4 合計 48
〔5〕	設立 1902. 4.24	法律〔3〕に変更なし	評議会定数 商業 a) 6000K以上 8 b) 600~6000K 6 c) ウィーン 160~600K 4 d) ウィーン 10~160K 4 e) ウィーン以外 10~600K 2 工業 a) 6000K以上 8 b) 600~6000K 6 c) ウィーン 160~600K 4 d) ウィーン 10~160K 4 e) ウィーン以外 10~600K 2 合計 48	有権者数 商業 50,419 工業 73,463 合計 123,882 [1907年]	有権者資格欄参照

出典・(hrsg.) Die Bundeskammer und die Wiener Kammer der gewerblichen Wirtschaft "100 JAHRE
HANDELSKAMMERN IN OESTERREICH" Wien 1948, S. 162~163より作成

ハプスブルク帝国時代に公布された商工会議所に関する法律

- 〔1〕 商工会議所設立に関する暫定条例; 1848年12月15日公布、RGBl. 27/1849
- 〔2〕 商工会議所設立に関する暫定法; 1850年3月26日公布、RGBl. 122/1850
- 〔3〕 商工会議所の組織に関する法律; 1868年6月29日公布、RGBl. 85/1869
- 〔4〕 商工会議所選挙法; 1883年3月31日公布、Zl. 7005/1883
- 〔5〕 新商工会議所選挙法; 1901年12月6日公布、Zl. 477/1901, LGBl. 89/1901